

第1号議案

2021年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

I 事業報告書

はじめに_2021年度の概況

ウイルス変異によって感染の拡大が波状的に繰り返される中での事業活動となりました。2020年度と比較すれば、入構規制は一定緩和され、オンライン授業が主流な中でも課外活動の一部再開されるなど、学内滞留人口は戻ってきましたが、利用者数はコロナ以前の4割弱（供給高は7割）となりました。

2021年度は、キャンパス人口が戻らない中で、食堂営業店舗を絞り込んだ結果、時間帯によってはコロナ禍以前と同等の混雑が生じた時期もあり、利用の場面でご不便をおかけした場面もありました。

利用状況と損益のバランスを考慮しながら、混雑の解消・休業店舗の再開・営業時間延長などの要望に少しづつ、ひとつずつ応えてきた2021年度でした。

事業活動においては、営業体制の縮小だけでなく、宅建業のスタート、食堂・購買の連携で学内の食を支える“学食BENTO”の取り組みの推進、食堂部門でのヴィーガン認証取得、ホームページの全面リニューアル、東大出版会との相互連携協定締結など、コロナ禍後を見据えて、新たな事業価値の創造にむけた取り組みも進めました。

経営結果は、当初想定した事業剰余予算計画より大幅に改善し、事業剰余段階で▲519万円、当期剰余で6020万円の黒字決算で着地することができました。その要因は、供給面では、①校費供給を主とした購買部門の前年伸長・供給予算達成と食堂を含め多くの店舗での想定以上の利用回復であり、経費面では②事業連合委託費の削減、大学の深いご理解による施設維持管理費減免、システム投資の実施時期の変更による大幅な事業経費の減少であり、事業外では、③出資金整理による特別利益の増加の影響があります。組合員の皆様と大学のご配慮・ご協力に改めて感謝申し上げます。

事業報告書

組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 事業年度の末日における主要な事業活動の内容

1) 主な事業の種類と主な事業品目

供給及び 利用事業	物品	文具、コピー、写真印刷、勉学情報機器、ソフトウェア、衣料品、家電・家具、CDソフト、オーディオ、雑貨、食品、パン・米飯、飲料、切手、書籍など。
	サービス提供	協同施設設置による食堂、業法に基づく旅行業、業法に基づくアパート・下宿の斡旋及び管理、日常生活に必要な諸サービスの提供
その他		組合員のための生命共済、火災共済の業務受託事業 生活改善、文化の向上及び組合事業に関する知識の向上を図る事業

2) 当該事業年度における重要事項の状況

① 増資及び資金の借入その他の資金調達の状況

資金調達方法	当期の資金増加金額	備考
出資金	28,558,400	
金融機関		
その他		

② 組合が所有する施設の建設または改修その他の設備投資状況

当期取得等主要設備名	所在地・内容	完成、取得、滅失等の年月日
造作家具・建具工事	中央食堂	2021年10月改修
防犯カメラ一式	第一購買部	2021年9月取得

③ 他の法人との業務上の提携

業務提携先	所在地・内容	内容	契約等の特記
大学生協事業連合	東京都杉並区和田3-30-22	業務委託	継続
国立大学法人 東京大学	東京都文京区本郷7-3-1	業務委託	継続
全国大学生協連共済連	東京都杉並区高円寺南1-12-4	共済代理店	継続

④ 他の会社を子法人等及び関連法人等とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得

該当はありませんでした。

⑤ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併その他の組織の再編成

該当はありませんでした。

(2) 2021年度事業の経過及びその結果並びに対処すべき重要な事項

1) 事業の経過及びその成果

① 事業環境の変化

(1) 社会情勢

- 緊急事態宣言は全国一斉に9月末で解除されましたが、変異種の発生で第6波・第7波と感染再拡大の懸念は去っておらず蔓延防止のための対策が継続する年になりました。
- 長引くコロナ危機によって感染防止に留意しながらの日常生活が定着し、人々の生活スタイル・消費行動に様々な変化が生じています。

- ・ 当初は 2021 年度中に終了する予定であった政府の雇用調整助成金特例措置は感染状況の再拡大等の情勢のもと延長されています（2022 年 3 月時点）。

(2) 大学・キャンパスの状況

- ・ 年間ほとんどの期間においてキャンパスへの入構制限は継続されました。2021 年 10 月以降、活動制限指針は「A」（駒場はイエロー）に移行。21 年 12 月には 20 年 4 月から設置されていた柵が撤去されましたが、講義の多くはオンラインで行われる状況が継続したため、学内人口は回復しませんでした。
- ・ 駒場キャンパスでの学内人口は約 2000 名水準となるよう入構の制限・管理が続きました。
- ・ ハイブリッド・ハイフレックス授業の定着で学内人口が減少しています。東京大学ではオンライン授業による学修効果の高まりが成果認識されており、アフターコロナにおいても一定オンライン講義が残り位置づくと思われます。

(3) 生協の状況

- ・ 2020 年度との比較では利用客数は +62% と回復基調となっていますが、19 年比較では依然▲67% でありコロナ前の 4 割の水準です。とりわけ食堂・購買店舗（キャンパスコンビニ）はキャンパス人口減少の影響を強く受け、回復が遅れています。
- ・ 原材料・人件費・エネルギーコストの上昇、いわゆる物流危機等の影響によって食品分類を中心に商品調達・物流網の維持が困難な状況となっています。
- ・ 2021 年度を通して、駒場・本郷ともに営業する食堂店舗の絞り込み、営業時間短縮を行いました。
- ・ 下期に入って、店舗混雑の解消・休業店舗の再開・営業時間延長を求める声が増加し、9 月 27 日より浅野キャンパス購買の営業（短縮）を再開しました。

(4) 組合員活動

- ・ キャンパス運営委員会を順次再開しました。月次で開催し、キャンパスの情報共有を進め、組合員の声を踏まえた店舗運営を目指しました。
- ・ 組織委員会はコロナ禍の中で、人員数が大きく減少し活動が難しい状況になっています。いずれの委員会も中心となるメンバーの世代交代や新メンバーの参加が課題となっています。
- ・ アンケート分析や街づくり、書籍イベントなど、様々な取り組みの機会を設け、生協を場として活用していく実践の具体化が必要です。

②組合員の加入状況

- ・ 2021 年度の新学期における生協加入は 98.3%（前年▲0.8%）でほぼ例年並みの水準となりました。
- ・ 受験生・新入生応援サイト、メルマガ、SNS、入学準備ガイドブック、全体説明会（対面・オンライン）などで生協資料が早期から受験生・新入生に届くよう取り組みを強化してきました。
- ・ 引き続き新入学部生についてはほぼ全員の加入を実現しています。

- ・ 大学院生は合格時に大学からの書類郵送等が廃止されるところが増えていました。他大学等からの進学者を中心に、大学書類に同封してもらっていた生協加入案内が届けられない状況が生まれつゝあり課題となっています。

③方針の振り返り

2021年度は以下の方針を掲げて活動してきました。

- (1) 東大生協は人ととのつながりを広げ、キャンパスのコミュニティを支えます。組合員である学生・教職員に生協の利用や参加を通じて「生協があってよかった」と実感してもらえる事業活動を進めます。
- (2) 東大生協は、組合員に役立ち、利用される事業活動を進めます。そのために、供給剩余・事業剩余にこだわった経営をすすめます。
- (3) 東大生協はコロナ危機を克服する「経営再建計画」を策定し、その執行に入ります。

この方針を具体化・執行するために、事業活動・組織運営・組織活動それぞれに重点を設定し取り組みを進めてきました。

(1) 事業活動の重点課題

- 1) 宅建業免許を取得し住まい事業を立ち上げ、組合員の大学生活を支える事業の強化を進めます。
- 2) 校費供給をより一層利用しやすくするため、大学とのデータ連携や物品調達システムの導入を提案します。
- 3) 本郷トラベルを第二購買部に移転し合理的・効率的な運営を進めます。

【到達点】

1) 宅建業の開業

- ・ 宅建業開業許可取得・定款改定の実施（東京都認可）を経て11月に開業しました。
- ・ 本郷・駒場住まいセンターの開設。駒場住まいセンターは2021年12月よりスタートしました。
- ・ 駒場・本郷住み替え相談会の実施（9月）、受験生住まい相談会の開催（12月）、新学期住まい紹介の強化など、それぞれの場面で住まい紹介事業の強化を進めました。

2) 校費利用の強化のための取り組み

- ① 研究室訪問・挨拶の再実施
 - ・ 昨年度の御礼、2021年度の経営状況報告、生協へのご指摘・ご要望集約をすすめました。
 - ・ 年度末校費に向け宣伝活動を強化しました（お買い得情報、駒場II通信、Webサイト発信強化）
- ② 新校費システム切り替えスケジュール調整、課題整理
 - ・ システム入替時期を調整しました（2022年前期で計画することになりました）
 - ・ 財務会計システムデータ連携は、上記新校費システム導入に合わせ改めて大学に相談していくこととした。

3) 本郷トラベルの第二購買部移転

- ・ 2021年5月に完了しました。

(2) 組織運営の重点課題

- 1) 長期閉店店舗の設定と営業店舗の集中で合理的効率的な店舗運営を進めます。
- 2) 体制縮小を基調とした生協職員体制で運営します。

3) 未来の東大生協を担う生協役職員の学習・研修を強めます。

【到達点】

1) 営業店舗計画

- ・ 浅野店（21年9月27日）、第二食堂（22年1月17日）など営業店舗を増やしました。

2) 生協職員体制

- ・ 住まい事業強化のための住まい担当職員を配置しました。

3) 生協役職員の学習・研修

- ・ 車座勉強会（2021年11月～2022年5月）を開始しました
- ・ 各種資格試験に挑戦しました（国内旅行2名／宅建士2名／第二種衛生管理者1名 合格）

（3）組織活動の重点課題

- 1) 学生委員会をはじめとする組織委員会の人数を増やし活動の活性化を図ります。
- 2) キャンパス運営委員会を定例開催しキャンパスのニーズ、組合員の声に寄り添った店舗運営を進めます。
- 3) 東京大学のコミュニティに根差した協同組合として、大学との多面的な連携・協力を進め、事業を通じてその成果をコミュニティに還元する取り組みを進めます。

【到達点】

1) 組織委員会の活性化

- ・ 生協職員と学生委員会との「今週のひとこと」での日常的なコミュニケーションを位置づけましたが、人員不足、対面機会の不足により組織活動が困難な状況は継続しています。

2) キャンパス運営委員会定例開催の再開

- ・ 概ねすべてのキャンパス運営委員会が定例開催できるようになりました。

3) 大学との多面的な連携・協力、事業を通じてその成果をコミュニティに還元する取り組み

- ・ 副学長協議、駒場教養学部長協議を行いました（6月、10月）
- ・ コロナ禍の学生生活アンケートを実施しました（2021年7月）
- ・ 感染症防止の取り組みでの大学の取り組みと連携しました（PCRモニタリング検査、卒入学式での業務請負等）。
- ・ 食堂の廃棄量報告などグリーントランスフォーメーションの取り組みに協力しました。
- ・ 本郷書籍でのオンライン書籍イベント（トークイベント）を開催しました（2021年6月）
- ・ 東大出版会との相互連携協定を締結しました（2021年10月）
- ・ 共済活動は、2021年度（2021年3月～2022年2月）は、545名（826件 5,0139,400円）の共済金を給付しました。新型コロナウイルス感染症による給付は63件（前年5件）でした。これらの早期対応保障は58件（前年36件）、となりました。2021年6月には夏のオンライン健康フェアを実施し（37名参加）、11月には店舗で共済の認知を広める活動を行うなど、コロナ禍の学生生活をサポートする取り組みを進めました。

※全体の課題に関わる事項

- ・ 2021年12月の自販機事業の入札の結果、東大生協が事業を継続して担当することになりました。
- ・ 広報宣伝の強化課題として、年案となっていたホームページリニューアルを2021年10月に実施しました。

④利用動向

(1)概況（数値：供給高は億円単位、客数は万単位で表現）

- ・ 供給高は、50.62 億となり、前年差+6.28 億円 (+14%)、予算差+5.29 億円 (+11%) となりました。営業している店舗すべてで前年より回復・伸長しました。19年比較では、▲23.56 億円 (▲31%) で、約 7 割の供給回復状況です。
- ・ 利用客数は、161.8 万人となり、前年の 105.1 万人より 56.7 万人 (+54%) 回復・伸長しました。19年の利用客数は、477.4 万人でしたので、19年比較では、▲285.6 万人 (▲34%) で、まだ 6 割の回復状況です。

(2)購買部門

- ・ 第一購買部を中心に商品提案、おすすめ情報発行、Web サイトでの情報発信の強化に取り組みました。
- ・ 校費利用（全部門合計）は、年度累計で 34.9 億円となり、20年度よりも+3 億円 (+9.5%) 増加、コロナ前の 19 年との関係でも 1 億円 (+3.2%) 増加となりました。
- ・ 一方で、日常的な食品分類（構成比が高かった第二購買部・駒場購買部などの店舗）はキャンパス人口減少・営業時間短縮の影響で利用減となっています。

(3)書籍部門

- ・ 書籍総合で 7.22 億円（前年差+1.12 億円 (+5%)、予算差+0.38 億円 (+18%) となっています。スタディガイドが供給高ではなく利益計上されたことを踏まえれば概ね 19 年水準に回復しつつあります。
- ・ 教科書の取り組み 2021 年春は 8,374 件の対応。来場受け取り注文は 6,189 件 (74%)、宅配受注注文は 2,185 件 (26%) でした。駒場キャンパスでは教養学部長室との事前調整が重ねられ、教科書対面販売・自宅配達のハイブリッドでの供給の仕組みが安定的に運用できています。
- ・ Web サイト改修にあわせて、オンライン書籍サイト整理で在庫検索システムへの利用案内を強化しました。Web 上での東京大学生協における月間ベストランキングの露出を高め、在庫検索システムのリンクを行いました。

(4)トラベル

- ・ 異文化体験プログラム、オックスフォードアカデミックプログラムなど、コロナ渦において新たにオンラインの留学体験・語学研修体験の取り組みが生まれつつあります。
- ・ 自動車教習所斡旋は、前年比+20%の回復・伸長となり、19年比較で▲12%となっています。概ね 9 割近くまで回復の状況です。
- ・ 国内旅行は、前年差+94%の回復となりましたが、19年比較では未だ▲85%で 2 割の回復に届かない状況です。海外旅行は 19 年比▲99.8%となっており 22 年度以降の回復を俟つ状況です。

(5)食堂事業

- ・ 食堂部門の供給高は、3.41 億円となり前年差+1.57 億円 (+85%)、予算差 0.9 億円 (+35%) へと回復しました。
- ・ 入構制限が継続される中でそれぞれのキャンパスの拠点となる店舗に利用を集中いただくことで営業継続を進めました。一方で、拠点以外の店舗については年間を通じて休業しました（メトロ、駒場 2 階・駒場喫茶・駒場 II 食堂）。

- ・ キャンパス内の多様な食ニーズへの対応の強化として、食堂・購買で連携した“学食 BENTO”の取り組みを継続しました。
- ・ 学食パスは新入生のホルダー数(シェア率)は 2,781 名(87%)となり、前年度の 2,646 名(84%)より増加しました。学食パスホルダーのメリット創出を目指した「学食パス感謝祭」の定例開催が定着しました。学食パスホルダーは 16,982 名と過去最大人数となりました(2021 年 7 月)。
- ・ NPO 法人ベジプロジェクトのヴィーガン認証を取得しました(2021 年 11 月)。
- ・ 中央食堂の「ポムの樹」撤退後の跡地の事業者選定を行い、2021 年 10 月にブリオッシュドーレがオープンしました。

(6) 新学期活動(2021 年度)

- ・ 2020 年に引き続き感染症下での新学期活動となつたが前年の経験を踏まえすべての場面で対面から非対面に変更準備を行い、それぞれのコンテンツに改善を重ね、新入生と保護者に寄り添つた新学期活動を展開しました。
- ・ 入学準備説明会の全体説明会はオンライン開催で 2301 組が視聴しました。
- ・ 2021 年度より駒場教養学部において PC の推奨スペックが提示されるようになり、大学推奨スペックを踏まえた PC 提案を進めました。
- ・ 教養学部と生協の共催による PC セットアップ講習会を具体化できました。
- ・ 駒場モデルパソコンは昨年の 771 台から 812 台と回復しました。3 月中旬からの在庫不足の影響で供給が停滞し目標未達となりましたが、「東大生の学修スタイル」として提案した iPad は 588 台(前年 308 台、目標 400 台)を上回り、「学修スタイル」の提案が受け止められた数値結果となりました。
- ・ PC 講習会、KSDS は感染状況の影響からオンラインでの開催となりました。

⑤供給剰余・事業剰余 共済収入など

■供給剰余

- ・ 8.17 億円となり前年差+1.77 億円(27.7%)、予算差+1.15 億円(16.4%)となりました。19 年比較では▲6.23 億円(▲43%)となり、概ね 6 割弱の回復状況となりました。

■供給剰余率

- ・ 供給剰余率は、16.14%(前年 14.42%)となりました。食品系および食堂が減少し、校費利用(特に情報機器)の構成比が上がっているため生協全体の供給剰余率はコロナ前の水準に届いていません。19 年度(コロナ以前)の供給剰余率は 19.52%でした。

■共済受託手数料収入

- ・ 共済加入率は 62.8% (付帯率 63.8%、前年+7.2%) となり前年より伸長しました。ほぼ計画水準の収入となっています。

■その他手数料収入

- ・ 予算差増加要因は、PCR モニタリングや卒・入学式で検査業務の大学からの一部受託業務の発生、住まい事業手数料収入の増加、マイナス要因は大学に請求する駒場コミュニケーションプラザ管理費の減額、就活関連手数料収入の減少等があり全体では概ね計画水準となっています。

⑥事業剰余金 事業経費(人件費・物件費)

■人件費

- ・ 役員報酬は減額のためマイナス基調です。職員給与は体制削減と賞与支給月数減、定時職員給与は2021年5月まで休業手当の支給（雇用調整助成金の活用）と休業指示終了後の有休消化増で増加傾向となっています。雇用調整助成金は事業外収入に計上されています（約3400万円）。
- ・ 社会保険加入者減で法定福利費も減少しています。

■物件費

- ・ 消耗品費、減価償却費、賃借料、水道光熱費、諸会費、会議費、通信交通費などで減少傾向となっています。
- ・ 予算計画より大幅に減少した要因は、①大学の施設維持管理費減免（中央食堂・駒場コミュニケーションプラザについて19年供給減少の比率に応じて減免）、②予定していたシステム関連投資（主に減価償却費）の年度ズレ、③事業連合委託費の年度末清算による費用減少の3点が大きいです。
- ・ 大学の水道光熱費単価は、上期は減少しましたが下期は増加傾向となっています。グリーストップ清掃費用など、店舗営業再開と共に付随した物件費が発生しています。

■事業剰余金

- ・ 事業剰余金は、▲519万円（前年実績▲3.45億円）となり、前年差+3.4億円の改善、予算計画とていた▲1.94億円との関係でも大幅に改善する結果となりました。

⑦経常剰余金 特別利益と当期剰余金

- ・ 事業外収益は雇用調整助成金等の政府援助金（雇用調整助成金約3500万円、共済援助金約100万円）の計上です。
- ・ 事業外費用は、書籍の返品できないものなど供給不能商品の廃棄による廃棄損です。
- ・ 特別利益として、「組合員の法定脱退手続きに関する規則」にもとづき、組合員出資金整理益約2800万円等を計上しています。
- ・ 事業外損益、特別利益等を反映した税引き前当期剰余金は6150万円となり、法人税支払い後の当期剰余金は6020万円です。
- ・ 当期首の繰越欠損金▲1640万円は、21年度末で消滅しました。

⑧資産、負債および資本の状況

■資産の部

- ・ 新学期用商品が計画通り入荷し、在庫商品が増えています。

■負債の部

- ・ 短期借入金は返済完了、長期借入金も計画通り返済中です。

■資本の部

- ・ 2020年度に取り組んだ増資のお願いと、22年度新学期からの出資金要請口数の変更により、組合員出資金は、前年比で+2850万円（+4%）増加しています。

2)対処すべき重要な事項

① 大学コミュニティ・大学構成員の変化に対応する。

- ・ 長期にわたる入構制限やオンライン授業によって、大学キャンパス自体が変化しており、キャンパス人口の減少基調は次年度以降も継続すると想定されます。
- ・ 2022 年度は多くの組合員が生協利用習慣のない状態からのスタートとなるため、初めて生協を利用する層が多くなることを想定した店舗活動・宣伝活動を心掛ける必要があります。

② 困難期から復興期へ。ブレーキからアクセルへ。

- ・ アフターコロナの局面で、東大生協の諸活動を再起動させる必要があります。コロナで縮減した組織のマインドを払拭し、コストカットではなく供給・利用の回復・拡大によって供給利用総剩余の確保を目指す 2022 年度になります。

③ とりわけ重点分野である住まい事業の土台作りの年度となります。

- ・ 既存の事業分野においても、大学・組合員の変化を捉え、生協の事業を見直し変更・挑戦していく 1 年になります。

④ 組合員との対話を深める。

- ・ キャンパス運営委員会を軸として大学コミュニティ・組合員とのコミュニケーションを深め「役立ち利用される生協」の姿をつかみより良い店舗づくりに活かしていくことが重要になります。
- ・ とりわけ組合員活動の推進エンジンとしての組織委員会の復活・復興は重要な課題です。
- ・ 大学との定例的な協議を継続し、多面的な協力関係を具体化し大学運営や多くの構成員に役立つ事業を創造していくことが重要です。

⑤ 2023 年度通常総代会に向けて「経営再生計画」を作る 2022 年度。

- ・ 大学生協グループの基幹システムの改修・開発に向けた投資、仕入れ調達の困難化、原材料費・人件費の高騰等により 2022 年度予算編成では収支均衡回復予算の編成は困難ですが、基調として供給・利用の回復を目指した予算計画を作り事業を進めます。
- ・ 2021 年 12 月の全国大学生協連総会・全国大学生協共済連総会において「学生総合共済をコープ共済連に事業譲渡し、大学生協共済連を解散し、その残余財産を会員生協と大学生協連に分配する」ことが決議されました。コロナ危機を克服し、大学生協の未来を切り拓く「大学生協再生論議」が全国的に進められる 1 年になります。
- ・ 残余財産を活用して、より一層組合員に貢献でき、組合員に「あって良かった」「なくてはならない」と実感される東大生協となるべく、中期的な時間軸で、施設やシステムの改修・開発を含め将来に向けた積極的な投資を進めていくことが重要です。
- ・ 2024 年に契約更新を迎える中央食堂・駒場コミュニケーションプラザの事業提案については 2022 年度からプロジェクトを立ち上げ、調査・研究、提案準備を進めます。
- ・ 「大学生協再生論議」の当事者として、東大生協の「経営再生計画」を具体化し、2023 年度通常総代会での議決を目指す 1 年になります。

III 決算関係書類

1. 貸借対照表

2022年2月28日現在

(金額単位:円)

資産の部		負債・純資産の部	
I 流動資産		III 流動負債	
現 金 ・ 預 金	139,635,192	買 掛 金	875,008,446
事 業 連 合 前 渡 金	350,860,876	1年以内返済予定の長期借入金	102,924,000
供 給 未 収 金	587,533,434	短 期 リ ー ス 債 務	1,174,800
事 業 連 合 未 収 金	11,440,706	未 払 金	20,121,853
商 品	642,776,915	事 業 連 合 未 払 金	7,086,350
貯 藏 品	3,110,980	未 払 法 人 税 等	1,300,000
前 払 費 用	4,436,390	未 払 消 費 税 等	17,927,600
立 替 金	2,008,368	未 払 費 用	18,237,386
共 済 解 約 払 戻 金	3,920	前 受 金	1,847,418
未 収 金	168,021,703	預 金	149,459,694
出 資 金 仮 払 金	8,943,626	預り共済掛金等	1,044,390
貸 倒 引 当 金 短 期	△ 6,227,854	賞 与 引 当 金	6,070,703
流動資産合計	1,912,544,256	仮 受 出 資 金	1,464,000
		流動負債合計	1,203,666,640
II 固定資産		IV 固定負債	
1 有形固定資産		長 期 借 入 金	76,752,000
建物及び附属設備	226,549,560	長 期 リ ー ス 債 務	1,618,400
減価償却累計額	△ 198,173,137	退 職 給 付 引 当 金	128,196,300
	28,376,423	役 員 退 職 給 付 引 当 金	1,912,507
機械及び装置	980,215	固定負債合計	208,479,207
減価償却累計額	△ 980,214		
	1		
車両運搬具	9,147,366	負債合計	1,412,145,847
減価償却累計額	△ 9,147,357		
	9		
器具備品	424,458,767	V 出資金	
減価償却累計額	△ 398,955,364	組 合 員 出 資 金	783,342,800
	25,503,403		
リース資産	5,855,600	VI 剰余金	
減価償却累計額	△ 3,062,400	法 定 準 備 金	0
	2,793,200	当 期 未 処 分 剰 余 金	43,781,441
有形固定資産合計	56,673,036	(内 当 期 剰 余 金)	60,214,031
2 無形固定資産		剰 余 金 合 計	43,781,441
ソ フ ト ウ ェ ア	4,716,319	純 資 産 合 計	827,124,241
無形固定資産合計	4,716,319		
3 その他の固定資産			
関 係 団 体 出 資 金	238,200,000		
	238,200,000		
長 期 保 有 有 債 証 券	5,000,000		
長 期 前 払 費 用	693,237		
差 入 保 証 金	21,443,240		
その他の固定資産合計	265,336,477		
固定資産合計	326,725,832		
資産合計	2,239,270,088	負債・純資産合計	2,239,270,088

2. 損益計算書

自 2021年3月 1日
至 2022年2月 28日
金額单位 円

1. 供給高	総供給	給値	高引	5,062,998,280	
				72,044,406	<u>4,990,953,874</u>
2. 供給原価					
期首	商品	棚仕入	高高	495,175,674	
当期	商品	合	計	4,321,227,206	
期末	商品	棚仕入	高高	4,816,402,880	
供給	剩余			642,776,915	<u>4,173,625,965</u>
					817,327,909
3. その他事業収入					
共済受託手数料収入				19,953,081	
その他手数料収入				<u>72,588,217</u>	<u>92,541,298</u>
事業総剩余金					909,869,207
4. 事業経費					
事業連合委託費				101,340,000	
人物物件件件費				527,538,309	
事業損失				<u>286,183,103</u>	<u>915,061,412</u>
					5,192,205
5. 事業外収益					
受取利息				295,626	
受取配当金				183,000	
雑収入				2,873,403	
コロナ関連助成金				<u>35,758,600</u>	<u>39,110,629</u>
6. 事業外費用					
支払利息				401,276	
雑常損失				<u>1,687,413</u>	<u>2,088,689</u>
					31,829,735
7. 特別利益					
債務整理額				30,253,864	
コロナ関連給付金				400,000	<u>30,653,864</u>
8. 特別損失					
固定資産除却損				369,568	
転籍支度				600,000	<u>969,568</u>
税引前当期剩余金				61,514,031	
法人税				1,300,000	
当期剩余金				60,214,031	
当期首繰越欠損金				16,432,590	
当期未処分剩余金				43,781,441	

8. キャッシュ・フロー計算書

自2021年03月01日

至2022年02月28日

単位 円

1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期剰余金	61,514,031	
減価償却費	20,161,376	
貸倒引当金の増加額	596,330	
賞与引当金の増加額	2,825,951	
退職給付引当金の減少額	△ 4,929,191	
役員退職給与引当金の増加額	765,007	
受取利息・受取配当金	△ 478,626	
支払利息	401,276	
固定資産除売却損	369,568	
債務整理額	△ 30,253,864	
供給債権の増加額	△ 66,095,991	
棚卸資産の増加額	△ 149,248,111	
未払費用の減少額	△ 62,448,619	
未払消費税等の増加額	42,451,100	
仕入債務の増加額	215,117,678	
その他事業債権の減少額	45,692,034	
その他事業債務の増加額	6,562,707	
小計		83,002,656
利息・配当金の受取額	504,640	
利息の支払額	△ 401,276	
法人税等の支払額	△ 1,060,000	
事業活動によるキャッシュ・フロー		82,046,020
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 8,223,129	
無形固定資産の取得による支出	△ 2,742,000	
差入保証金の拠出による支出	△ 15,000,000	
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 25,965,129
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース負債返済による支出	△ 1,211,100	
短期借入金の減少額	△ 50,000,000	
長期借入金の返済による支出	△ 108,724,000	
出資預り金の増加額	2,923,294	
組合員出資金の増資による収入	107,662,341	
組合員出資金の減資による支出	△ 65,931,271	
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 115,280,736
4 現金及び現金同等物の増加額		△ 59,199,845
5 現金及び現金同等物の期首残高		547,695,913
6 現金及び現金同等物の期末残高		488,496,068

単位：円

項目	期首	期末
現金・預金	146,716,871	139,635,192
預入期間が3カ月を超える定期預金	△ 2,000,000	△ 2,000,000
事業連合前渡金	402,979,042	350,860,876
現金及び現金同等物	547,695,913	488,496,068

V 剰余金処分案

I. 当期末処分剰余金 43,781,441円

II. 剰余金処分額

1. 法定準備金 40,770,000円

III. 次期繰越剰余金 3,011,441円

(注) 次期繰越剰余金に含まれる生協法第51条の4第4項の教育事業等繰越金は、3,011,000円です。

上記の通り剰余金処分案を提案します。

2022年5月21日

東京大学消費生活協同組合

第2号議案

2022年度活動方針及び予算案承認の件

I 活動方針

2022年度をコロナ危機からの復興を進める年度と位置づけ、以下の方針を設定します。

＜基調方針＞

- 1) 東大生協は、人と人とのつながりを広げ、キャンパスのコミュニティを支えます。組合員である学生・教職員に生協の利用や参加を通じて「生協があつて良かった」と実感してもらえる事業活動を進めます。
- 2) 東大生協は、組合員に役立ち、利用される事業活動を強めます。その為に、供給剩余・事業剩余にこだわった経営を進めます。
- 3) 東大生協は、コロナ危機を克服する「経営再生計画」を執行します。

＜2022年度方針＞

(1) コミュニティの再創造 ～つながりづくり・組織づくり

- 1) 大学コミュニティに属するすべての構成員の生協加入を推進します。
- 2) 店舗を中心とした生協の事業・サービスをテーマに据えて運営委員会への組合員の参加を強めコミュニティの再創造を推進します。
- 3) 学生委員会をはじめとする組織委員会活動の復興を進めます。

(2) コロナ禍を言い訳にしない生協事業の再生・回復 ～組合員に役立つ生協づくり

- 1) 大学キャンパスの変化と組合員の利用動向の変化を踏まえ、コロナ禍からの回復を基調にした店舗営業計画を立て利用環境の改善に取り組みます。
- 2) 食堂店舗と購買店舗の連携でフードコンビニ機能の強化を進めます。
- 3) オリジナルグッズ開発に取り組みます。
- 4) 旅行事業店舗・住まいセンターの店舗再編計画の具体化を進めます。

(3) 大学との関係の深化 ～各部局との協力関係づくり

- 1) 東京大のコミュニティに根差した協同組合として、大学の機構や各キャンパスの部局と目的・目標が共有できるテーマについて多面的な連携・協力を進め、事業を通じてその成果をコミュニティに還元します。
- 2) 財務会計システムにおけるデータ連携や物品調達システムの導入について大学に提案します。

(4) 新たな事業価値の創造とそれを支える人づくり

- 1) 住まい事業の基礎作りを進めます。
- 2) 東大出版会との相互連携協定を具体化します。
- 3) 地域生協をはじめとした協同組合間の連携協力を推進します。

- 4) 生産者・生産地・他の協同組合との連携による東大生協産直事業を具体化し、商品活動の活性化を図ります。
- 5) 生協が実施する各種調査結果を大学構成員に活用いただける仕組みづくりを具体化します。
- 6) 学ぶ生協職員チームづくりを進めます。
- 7) 働きやすい職場づくりを推進します。
- 8) 2024年度に向けて中央食堂の運営企画提案、第二購買部施設の改修・改善計画の具体化を中心に、施設・利用環境改善の取り組みを進めます。

II 2022年度予算

1) 供給・供給剰余

飲食料品や食堂の日々利用については、キャンパスごと、時間帯ごとに回復状況を考慮して、トータルとして2021年比で+15%～+20%の水準で計画します。東大生協合計の供給高予算は、51億2,349万円（2019年度実績比▲30.9%、2021年度実績比+1.2%）で計画します。

校費供給は、旅行部門以外については2019年度水準で計画します。

供給剰余率は、飲食料品および食堂の利用増加に伴い18.24%で計画します（2019年度実績比▲1.28ポイント、2021年度実績比+2.10ポイント）。

2) 手数料収入

共済受託手数料は、生命共済新規加入率65%を計画します。

住まい事業については、宅建業開業に伴う仲介手数料の条件改善やホームページの刷新による誘導強化等により、手数料収入3,700万円（2021年度2,200万円）を計画します。

3) 人件費

人員体制計画

正規職員は31名前後での運営を計画します。

営業日程や営業時間の回復計画に沿って、パート職員の人員体制を増員して計画します。

管理栄養士の採用配置を計画します。

4) 物件費

消耗品費

レジシステム変更に伴うレジ入替費用として、2,000万円を計画します。

賃借料

大学施設維持管理費相当額については、2021年度は約半額の減免を頂きましたが、2022年度は通常の額で予算化します。

水道光熱費

店舗の営業再開および水道光熱費単価の上昇のため、費用の増加を見込んでいます。

委託料

組合員管理システム、および会計管理システム変更に伴うシステム運用費用として2,200万円を計画します。

研修採用費

店舗の営業再開・営業時間の回復に伴う、新規スタッフ募集採用費用の増加を見込んでいます。

減価償却費

新規投資として、駒場食堂のスチームコンベクションオーブン2台の入替を計画します（初年度減価償却費約100万円）。

その他、上記以外の各経費については、基本的に2021年度実績をベースとします。

5) 事業外収支

・不良在庫の処分費としてコロナ前の水準である300万円を予算化します（2021年度実績85万円）。

2022年度総合損益予算(2022年3月1日～2023年2月28日) (単位:千円)

科目	金額	備考
供給高	5,123,490	2021年実績比 +1.19%
書籍値引	75,313	組合員に対する値引額
供給剰余金	934,480	供給剰余率 18.24%
共済受託手数料収入	21,780	学生総合共済事務取扱い手数料
供給事業手数料収入	1,830	自動販売機等手数料
その他手数料収入	88,455	住まい相談会広告手数料収入等
事業総剰余金	1,046,545	
役員報酬	11,640	常勤役員報酬、理事・監事手当
職員給与	159,634	正規職員給与
定時職員給与	383,476	契約・パート職員給与、組織委員手当
退職給付費用	10,600	職員の退職給与と退職給与引当金の繰入
法定福利費	52,788	社会保険等
厚生費	4,822	ユニフォーム代・クリーニング代等
役員退職給与引当金繰入	770	役員の退職給与と退職給与引当金の繰入
賞与引当金繰入	5,840	職員の賞与引当金の繰入
人件費計	629,570	
教育文化費	2,880	『Coop News』、各種企画、組合員活動費等
広報費	21,564	フェアの宣伝費用等
消耗品費	49,090	包装費、事務用品等
車輛運搬費	12,709	配達経費、ガソリン代等
施設維持管理費	19,664	清掃、ごみ処理費等
減価償却費	19,981	法人税法による固定資産の減価償却費
賃借料	47,582	業務用各種端末のリース料等
水道光熱費	58,812	ガス、水道、電気代等
保険料	2,410	火災・盗難保険料等
委託料	93,024	非現金決済手数料、集配金委託、顧問弁護士費用等
研修採用費	2,600	従業員の研修費用等
調査研究費	1,040	各種調査等
会議費	2,140	総代会・理事会等の費用等
諸会費	20,950	大学生協連等の会費
租税公課	4,010	収入印紙・固定資産税
通信交通費	21,298	電話代等
雑費	2,250	商標使用料等
事業連合委託費	101,340	大学生協事業連合業務委託費
物件費計	483,344	
費用合計	1,112,914	
事業剰余金	▲66,369	
事業外収益計	430	受取利息、雑収入
事業外費用計	3,000	支払利息、雑損失
経常剰余金	▲68,939	

2022年度予算 店舗別供給高（2019-2021年度店舗別供給実績推移）

(単位:千円 千円未満四捨五入)

	(A)	(B)	(C)	(D)	(D/C)
	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度予算	伸長率%
本郷書籍部	566,120	394,533	430,586	444,300	3.18
本郷第一購買部	1,811,830	1,897,578	1,980,117	1,850,000	▲6.57
本郷トラベルセンター	665,183	58,931	120,790	120,000	▲0.65
本郷第二購買部	450,932	142,243	156,723	180,180	14.97
浅野店	28,661	3,744	2,576	6,590	155.85
御殿下パンショップ	146,220	115	0	0	
赤門店	24,832	622	0	0	
銀杏・メトロ食堂	43,667	2,719	0	7,940	
中央食堂	439,785	107,163	210,187	271,060	28.96
第二食堂	107,798	5,210	826	34,570	4086.16
農学部食堂	84,055	17,661	27,529	33,460	21.54
農学部店	118,197	83,823	98,380	99,880	1.52
医科研購買部	95,407	91,687	106,521	95,000	▲10.82
天文台購買部	65,941	67,710	75,378	61,000	▲19.07
駒場リサーチキャンパス店	217,165	191,303	227,013	200,000	▲11.90
駒場書籍部	455,869	246,838	276,840	293,630	6.06
駒場購買部	769,137	542,783	601,936	654,170	8.68
駒場食堂	278,840	36,018	85,873	151,920	76.91
駒場食堂(2F)	109,418	▲182	0	49,660	
駒場フードショップ	25,053	0	0	17,410	
駒場カフェ(KOMOREBI)	2,425	0	0	0	
駒場トラベルセンター	573,587	260,900	330,419	271,000	▲17.98
柏店	265,829	263,509	309,097	255,000	▲17.50
中野(附属中等教育学校)	8,790	4,798	6,475	5,370	▲17.07
医科研食堂	37,064	8,687	10,448	13,600	30.17
天文台食堂	16,623	4,420	5,285	7,750	46.65
駒場リサーチキャンパス食堂	11,040	1,812	0	0	
総供給高	7,419,467	4,434,625	5,062,998	5,123,490	1.19

第3号議案 定款一部改訂の件

定款の一部改訂を提案いたします。

【提案理由】

- 1、定款第3条(事業) 組合員のための古物営業に関する事業を開始するため。
- 2、定款第71条(事業の品目等) 2022年10月1日より、全国大学生協共済生活協同組合連合会は日本コープ共済生活協同組合連合会に対し、共済事業を全部譲渡し、合わせて共済契約を包括移転します。そのため、事業の受託元を変更するため

改正案	現行条文
(事業) 第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (略) <u>(8)組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業</u> <u>(9)前各号の事業に附帯する事業</u>	(事業) 第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (略) <u>(8)前各号の事業に附帯する事業</u>
(事業の品目等) 第71条 (略) 2 (略) 3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。 <u>(1)日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業、短期生命共済事業及び短期火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業</u> 附則 (施行期日) 1 (略) <u>11. この定款は、第3条については、東京都知事の認可を受けた日（令和4年○月○日）から施行し、第71条第3項については、令和4年10月1日から施行する。</u>	(事業の品目等) 第71条 (略) 2 (略) 3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。 <u>(1)全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業及び短期火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業</u> <u>(2)日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業</u> 附則 (施行期日) 1 (略)

東京都の認可の日から施行します。

議案の趣旨を変えない範囲での字句の修正等は、理事会に一任します。

第 4 号議案 日本コープ共済生活協同組合連合会 への加入の件

1. 日本コープ共済生活協同組合連合会に加入します。

【提案理由】

2022年10月1日より、全国大学生協共済生活協同組合連合会は日本コープ共済生活協同組合連合会に対し、共済事業を全部譲渡し、合わせて共済契約を包括移転します。そのため、当生協は、日本コープ共済生活協同組合連合会に加入し、共済事業の取り扱いを継続します。

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句等の修正を理事会に一任願います。

第5号議案 公認会計士監査規約廃止の件

「公認会計士監査規約」を廃止し、同規約に基づき行っている、会計監査人による監査について、2021年度をもって終了することを提案いたします。

「公認会計士監査規約」第12条により、この規約の改廃は監事の過半数の同意を得て理事会が提案し、総代会の議決を得ることになります。当提案内容について監事の過半数の同意が得られたことから、2022年度総代会の議題として提案しています。

【提案理由】

会計監査人監査における「収益認識に関する会計基準」適用への対応が難しいため

【補足】

1.

企業会計基準委員会により「収益認識に関する会計基準(※)」が定められ、会計監査人監査を行う生協は、2021年4月1日以後に開始する事業年度〔東大生協の場合は2022事業年度〕から、この「収益認識に関する会計基準(※)」に則った会計処理を行うことが求められることとなりました。

大学生協で会計監査人監査を行っているのは、東大生協と事業連合のみであるため、大学生協共通の会計システムではこの会計基準への対応は行われず、この会計基準に則った会計処理を行うためには手作業での決算処理が必要です。これは大きな負担となるため、限られた体制の中で対応することは難しいと判断しました。

2.

東大生協が会計監査人監査を開始したのは2005年度からです。当時も、監事による監査に加えて公認会計士による会計調査を行っていましたが、従業員による不正等が明らかになったことをきっかけに、組合員および社会的な信頼向上を図るために、法令上求められる基準以上の監査体制を設けることとし、会計監査人監査を開始しました。その間、会計処理システムの導入や従業員教育の徹底などにより、会計監査人監査において重要な指摘を受けることはなくなっています。会計監査人監査を導入した目的はある程度果たされたと考えています。

こうした状況を踏まえ、公認会計士による会計監査人監査を終了し、代わって公認会計士による会計指導(従前行っていた会計調査に準じるもの)を受けるかたちに戻しても問題がないと判断しました。また、会計監査人監査から会計指導に移行することで、監査法人への報酬額の削減も期待できます。

3.

会計監査人監査を終了した場合は、これまでと違い、公認会計士による独立した第三者の立場からの監査意見の表明(総代会における「独立監査人の監査報告書」)が作成されなくなります。しかし引き続き公認会計士による会計指導というかたちで、店舗の業務監査や会計処理のチェックは行われます。(他の大学生協では、この公認会計士による会計指導をうけるというかたちが一般的です。)

従来の会計監査人監査では主に棚卸の監査や決算会計処理を中心に監査を行っていました。これらは今後の会計指導でも点検していただける項目であり、監事会の指摘をいただきながら会計指導の重点項目を決めていきます。会計指導は年4~5回を予定しており、会計指導を行う公認会計士は、管理業務のレベルの維持をはかるため、これまで会計監査人監査を実施してきた監査法人に所属する方を予定しています。

【懸念される点とその対応策】

Q1.

新しい会計基準に対応しなくても問題ないのか。将来的にはすべての生協が新しい会計基準での会計実施を求められるようになっていく可能性はないのか。

A1.

監査対象法人以外(中小企業)については、引き続き企業会計原則に則った会計処理も可能とされています。また、

2019年3月6日公表「中小企業の会計に関する指針」では次のように述べられています。

収益認識基準等の上場企業等への適用は2021年4月1日以後に開始する事業年度からとされていることから、「収益・費用の計上」の見直しは行っていない。収益認識基準等が上場企業等に適用された後に、その適用状況及び中小企業における収益認識の実態も踏まえ、収益認識基準等の考え方を中小会計指針に取り入れるか否かを検討する。

今後の法改正については不明ですが、もしすべての大学生協に対して新しい会計基準が強制適用されることとなつた場合、大学生協共通の会計システム自体がこれに即して改修されることが想定されるため、導入の負担は小さくなると思われます

Q2.

東大生協は他大学生協よりも事業規模が大きいが、一定規模の出資金額がある生協は会計監査人監査の導入が推奨されているというような基準はないのか。また、今後事業環境が回復する中で監査が必要になることはないのか。

A2.

共済事業を行う一定規模以上の組合及び共済事業を行う連合会は会計監査人を置くことが生協法により義務付けられています(※)。また、日本生協連が、各都道府県を代表する地域生協については会計監査人監査を推奨しています。特に規模が小さい大学生協について地域生協と同様の考え方を適用することには無理があることから、東大生協を含む大学生協は対象となっていません(連合会である事業連合のみが対象)。今後事業環境が回復し、コロナ禍以前の供給規模に戻ったとしても、なお会計監査人監査が推奨される規模には達しないと考えています。

※生協法第31条の10

共済事業を行う消費生活協同組合であつてその事業の規模が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、決算関係書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

Q3.

会計監査人監査から会計指導に変わると会計の透明性や質が落ちるのではないか。

A3.

会計指導で指摘される事項については理事会および監事会で報告共有し、改善状況の確認を監事会等で行うようになります。日常的には、大学生協事業連合の会員経理部門が違算の点検や指摘を行っており、大学生協共同で適切な会計処理を行えるような仕組みとなっています。

Q4.

会計監査人監査が行われなくなると、これまで以上に監事の負担と責任が増えないか。

A4.

会計監査の専門家でない監事でも、理事や職員との意思疎通を図り情報収集を行ったうえで、監事に通常期待される善管注意義務を尽くして行うことができる程度の手続によって、決算関係書類の表示が適正であるかを確かめ、その結果について監査報告を行うことが求められることに変わりはありません。

公認会計士監査規約

(目的)

第1条 本規約は、東京大学消費生活協同組合（以下「本組合」という。）の公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）による監査（以下「公認会計士監査」という。）に関する基本事項を定めるものである。

(公認会計士監査の意義等)

第2条 本組合は、組合員及び社会の信頼の一層の向上に資するため、監事による監査の他、本組合と特別の利害関係のない公認会計士等による監査を受けるものとする。

2 次に掲げる者は、公認会計士監査の監査人となることはできない。

- (1) 公認会計士法の規定により、決算関係書類（消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）第31条の7第2項に規定する決算関係書類をいう。）について監査をすることができない者
- (2) 本組合の子会社等（生協法第53条の2第2項に規定する子会社等をいう。）もしくはその取締役、会計参与、監査役もしくは執行役から、公認会計士もしくは監査法人の業務以外の業務により、継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- (3) 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの。

(監査の範囲)

第3条 本組合が公認会計士等に委嘱する監査の対象は、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）並びにその附属明細書とする。

(選任並びに解任等)

第4条 公認会計士等は、監事の過半数の同意を得て、総代会において選任する。

- 2 公認会計士等の解任又は不再任は、監事の過半数の同意を得て、総代会の決議をもって行う。
- 3 本組合は、公認会計士等の選任、解任、不再任又は辞任について、その公認会計士等に対して総代会に出席し意見を述べる機会を与えるものとする。
- 4 辞任し又は解任された公認会計士等は、辞任又は解任後最初に招集される総（代）会に出席して、辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べることができるものとする。
- 5 公認会計士等が任期途中において欠けたときは、理事は監事の過半数の同意を得て、一時公認会計士等の職務を行うものを選任するものとする。この場合、理事は次に開催される総代会において、第1項に規定する公認会計士等の選任の手続を行わなければならない。
- 6 監事は、監事全員の同意により、公認会計士等が次のいずれかに該当するときは、その公認会計士等を解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

7 前項の規定により公認会計士等を解任したときは、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される総代会に報告するものとする。

(任期及び再任)

第5条 公認会計士等の任期は、就任後1年以内の決算期に係る総代会終了のときまでとする。

2 本組合は、公認会計士等について、就任後の総代会において第4条第2項による決議がされなかったときは、その総代会で再任されたものとみなす。

(公認会計士等の権限)

第6条 本組合は、公認会計士等に次の権限を与えるものとする。

(1) 公認会計士等は、何時でも、本組合の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは贋写をし、又は理事及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

(2) 公認会計士等は、その職務を行うため必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(3) 公認会計士等は、その職務を行うため必要があるときは、子会社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

(4) 前号の子会社は、正当な理由がなければ同号の報告又は調査を拒むことはできない。

(5) 公認会計士等は、必要な場合には関連会社及び事業連合から報告を求め、同意を得て調査することができる。

(6) (3) から (5) は、会社以外の法人（事業連合を除く。）にも準用する。

(決算関係書類等の提出)

第7条 理事は、決算関係書類及びその附属明細書を、監事に提出する日と同日に公認会計士等に提出しなければならない。

(監査報告書の開示)

第8条 理事は、公認会計士等の監査報告書を、監事の監査報告書と共に総代会に開示しなければならない。

(総代会への出席)

第9条 本組合は、公認会計士等が監事と意見を異にするときは、公認会計士等に対して総代会に出席し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(監査契約書の特約等)

第10条 本組合は、公認会計士等と監査契約を締結するにあたり、次の事項を特約するものとする。なお、監査契約書に定めのない事項に関しては、別に定める監査契約約款によるものとする。

(1) 公認会計士等は、毎事業年度の初めに、当該事業年度に係る監査計画概要書を特定

理事及び特定監事に提出すべきこと

- (2) 公認会計士等は、決算関係書類等を受領した日から4週間以内に、監査報告書及び監査実施説明書を特定理事及び特定監事に提出すべきこと
- (3) 公認会計士等は、理事の職務執行に関し、不正行為又は法令、定款に違反する重大な事実が判明したときは、監事に報告すべきこと
- (4) 公認会計士等は、総代会において公認会計士等の出席を求める決議があったときは、総代会に出席し意見を述べるべきこと

(公認会計士等の報酬等の決定に関する監事の関与)

第11条 理事は、公認会計士等の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。第4条第5項に規定する一時公認会計士等の職務を行う者も同様とする。

(本規約の改廃)

第12条 本規約の改廃は、監事の過半数の同意を得て理事会が提案し、総代会の議決を得るものとする。

付則

(実施期日)

- 1 本規約は、2005年6月4日から実施する。
- 2 この規約は、2009年6月6日に一部改定実施する。

第 6 号議案 役員報酬決定の件

役員の年間報酬については、下記の総額の範囲とし、その範囲内における各役員の報酬額、支給方法などについては、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に委ねます。

(1) 理事(定数 30 名)の報酬 総額 1,700 万円

このなかには、現専務理事 中島達弥の役員就任期間に対応する退職金を含みます。

(2) 監事(定数 11 名)の報酬 総額 50 万円

なお、本議案の本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

役員選挙の件